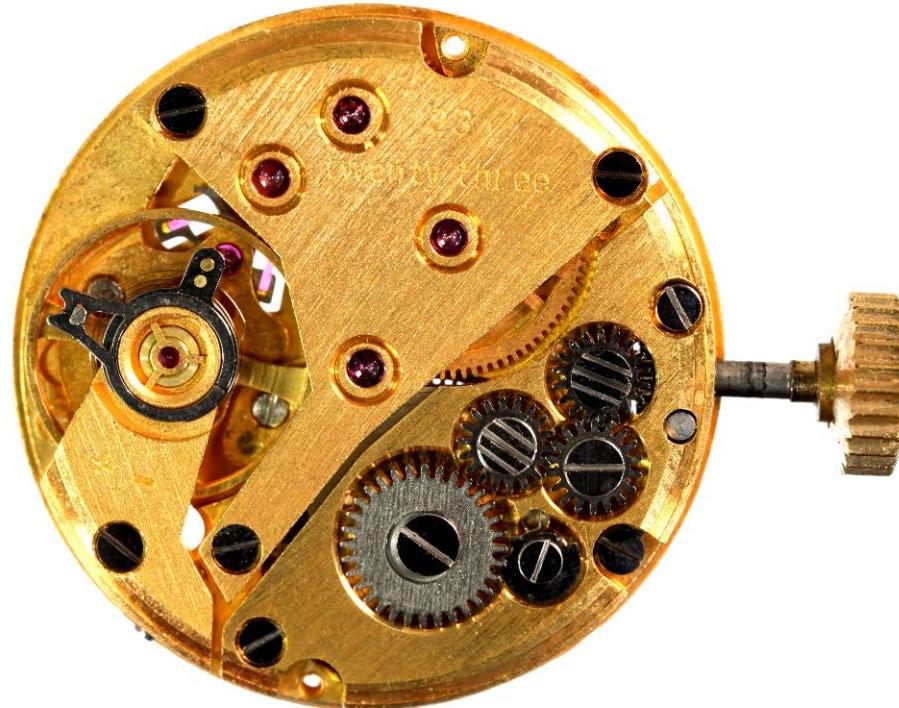


本資料(参考和訳)は、Deloitteが2019年3月21日に実施したウェブキャストの投影資料を有限責任監査法人トーマツが翻訳したものであり、原文と合わせてご利用ください。なお原文との間に差異がある場合には、特段の記述がある場合を除き原文が優先されます。



## IASBがIFRS第17号修正の最終ラウンドを終了 集約レベルは変更されない

Francesco Nagari (Deloitte Global IFRS Insurance Leader) | 2019年3月21日

# 目次

- 2019年3月14日のIASB会議のハイライト
- IASBの審議内容および決定事項の詳細分析
- 次のステップ<sup>°</sup>

# 2019年3月14日のIASB会議のハイライト

- この会議の主要なハイライトは、IASBが集約レベルに関するIFRS第17号の要求事項を維持することを決定したことである。
- IASBはIFRS第17号の経過措置に関する要求事項を修正し、企業がリスク軽減オプションをIFRS第17号の適用開始日(1/1/22)ではなく、移行日(1/1/21)から将来に向かって適用し、移行時から適用されるヘッジ関係にあるVFA契約については公正価値アプローチが適用可能であることを認めた。
- 保険カバーを提供する一部のクレジットカード契約は範囲から除外する。重大な保険リスクの移転を伴う貸付金に対する他の範囲除外に関するいくつかの論点整理も承認された。
- 最後に、IASBは、これまでの暫定決定事項ならびに開示および経過措置の要求事項に係る他の影響から生じる開示の要求事項を修正した。

# 集約レベル - 利害関係者の懸念、導入の課題およびスタッフの分析

## 2-保険契約の集約レベル

- IFRS第17号は、企業が保険契約のグループを認識し測定することを要求しており、それらは以下により決定される。
  - a) 保険契約ポートフォリオを識別する。ポートフォリオは、類似したリスクに晒されていて一括して管理されている契約で構成される。
  - b) ポートフォリオを、最低限、以下の3つのグループ、すなわち「収益性バケット」に分割する。
    - 当初認識時に不利である契約のグループ(もしあれば)
    - 当初認識時において、その後に不利となる可能性が大きくない契約のグループ(もしあれば)
    - ポートフォリオの中の残りの契約のグループ(もしあれば)
  - c) 収益性バケットを発行の時点が1年超離れてない契約のグループ、すなわち、年次コホートに分割する。
- 利害関係者が主に年次コホートの要求事項に懸念を持つのは、以下のように考えるためである。
  - この要求事項は財務諸表利用者に有用な情報を提供するものではない。なぜなら、ポートフォリオを分割することは事業の業績を表しておらず、リスクプールを正確に反映しないからである。
  - 要求を実行することには大きな課題があり、便益がコストを上回らない。なぜなら、既存のシステムの大幅な回収が必要となるからである。
  - 企業は、これらの要求事項を適用せずに同じ結果を達成することができる。

# 集約レベル - 利害関係者の懸念、導入の課題およびスタッフの分析

## 2-保険契約の集約レベル

- 一部の利害関係者は、以下のように、IFRS第17号を修正することを提案した。
  - 収益性バケットの数を削減するために「当初認識時において、その後に不利となる可能性が大きくない保険契約のグループ」となる収益性バケットを廃止する。
  - 集約レベルの要求事項を置換えて、企業の内部管理をより正確に反映するアプローチを採用する。
  - 変動手数料契約、または保険契約者間で「完全にリスクを共有する」変動手数料契約について、年次コホートに係る要求事項を廃止する。

審議会が、IFRS第17号の集約レベルの要求事項を変更なしに維持することに同意するか？

- 一部の利害関係者は、表示目的に限り、より高いレベルでの集約を提案している。審議会は、これを2018年12月の会議で提案することを暫定的に決定した。

# 集約レベル - 利害関係者の懸念、導入の課題およびスタッフの分析

## 2-保険契約の集約レベル

- 高すぎる集約レベルで保険契約を測定することにより、IASBが根本的に重要と考える以下の3種類の情報が不明瞭になる。
  - 一定期間にわたる保険契約からの企業の利益のトレンド
  - カバー起案の終了時までにすべての利益が認識されるような、収益性のある契約に係る利益の適時な認識
  - 不利な契約に係る損失の適時な認識
- 収益性の変化を適時に認識することにより、情報の透明性が高まり、保険活動および長期的な財務安定性に関する投資家の理解が向上する。
- IFRS第17号の要求事項は、審議会が許容できる形で、有用な情報の喪失と企業の実務上の負担のバランスがとられている。

# 集約レベル - 利害関係者の懸念、導入の課題およびスタッフの分析

## 2-保険契約の集約レベル

- 利害関係者が提案した修正に対する回答:
  1. 収益性バケットの数を削減するために「当初認識時において、その後に不利となる可能性が大きくない保険契約のグループ」となる収益性バケットを廃止する。
- 不利な契約のグループは、当初に収益性が期待される契約グループの事後的な見積りの変更から生じる可能性が高い。
- 当初認識時にすべての収益性のある契約についてバケットを1つだけにすると、事後的な見積りの変更から生じる一部の不利な契約が、他の収益性のある契約に吸収される可能性が高まる。
- 事後的な見積りの変更によって年次コホート内の収益性のある契約のすべてが不利になる場合にのみ、損失が認識されることになる。
- 不利な契約の損失認識のタイミングが大幅に遅れる。
- IASBスタッフは、収益性のある契約を2つのバケットに区分する要求事項を削除する際に有用な情報が喪失されることを容認できないと考えた。

# 集約レベル - 利害関係者の懸念、導入の課題およびスタッフの分析

## 2-保険契約の集約レベル

- 利害関係者が提案した修正に対する回答:

2.集約レベルの要求事項を置換えて、企業の内部管理をより正確に反映するアプローチを採用する。例えば、年次コホートの要求事項を廃止する。

- IASBスタッフは、この提案により、グループが3つの収益性バケットのみとなり、期間を基礎としたコホートが存在しなくなる可能性が高いという見解を示した。
- ポートフォリオに含まれる3つのバケットは、ポートフォリオの存続期間全体にわたって存続し、各バケットが、バケット内のすべての契約の収益性を平均した契約上のサービス・マージンを有する。
- バケット内の契約の利益を平均することにより、次のような重要な影響が生じる可能性がある。
  - 契約における契約上のサービス・マージンがカバー期間を超えて存続する可能性が高まる
  - 事後的な不利の見積りの変更により一部の不利な契約が生じるが、他の継続して収益性のある契約に吸収される可能性が高まる
- IASBスタッフは、**年次コホートの要求事項を廃止して、企業の内部管理をより正確に反映する集約レベルの要求事項にする**という利害関係者によって提案されたアプローチは、**有用な情報が許容できないほど喪失される**と考えた。

# 集約レベル - 利害関係者の懸念、導入の課題およびスタッフの分析

## 2-保険契約の集約レベル

- 利害関係者が提案した修正に対する回答:

3. 変動手数料契約、または保険契約者間で「完全にリスクを共有する」変動手数料契約について、年次コホートに係る要求事項を廃止する。

- 発行の時点が1年超離れた、契約条件に記載された基礎となる資産のリターンを世代間で共有する変動手数料契約の2つのグループの例

	A グループ1の 当初認識	B グループ2認識前の グループ1の再測定	C グループ2の契約を発行した直後で、 IFRS第17号B67-B71項の適用前		D グループ2の契約を発行した直後で、 IFRS第17号B67-B71の適用後		E グループ2の契約直後で、 グループ1と2を結合した場合
	グループ1	グループ1	グループ1	グループ2	グループ1	グループ2	
FCF	9,567	11,734	10,828	15,761	11,734	14,855	26,589
CSM	433	531	1,437	(761)	531	145	676
保険契約	10,000	12,265	12,265	15,000	12,265	15,000	27,265
基礎となる項目	10,000	12,265	12,265	15,000	12,265	15,000	27,265

- 利害関係者は、年次コホートごとに契約上のサービス・マージンを別個に決定することは有用な情報を提供しないと考えた。利益は、基礎となる項目のリターンを共有する結合後のグループから生じるとみなすべきである。
- 対照的に、IASBスタッフは、**年次コホートの利益を区分しておくことにより**、1つのグループのカバー期間を超えるまで利益の認識が遅れること、および当該保険契約の一定期間にわたる企業の収益性のトレンドを不明瞭にすることを避けることができるという見解を示した。

# 集約レベル – 利害関係者の懸念、導入の課題およびスタッフの分析

## 2 – 保険契約の集約レベル

続き:

3. 変動手数料契約、または保険契約者間で「完全にリスクを共有する」変動手数料契約について、年次コホートに係る要求事項を廃止する。

- 基礎となる項目の保険契約者の持分がすべての保険契約者の間で共有されているという事実は、保険会社がすべての契約から等しい(平均的な)利益を受取ることを意味しない。
- IASBスタッフは、発行の時点が1年超離れた契約グループの間での世代間のリターンが生じる当事例において、年次コホートの要求事項を廃止することは、許容できないほど情報が喪失されることになると考えた。
- 異なる時期に発行された契約の異なる収益性を平均することは、カバー期間を超えるまでグループの利益の一部の認識を繰り延べることになり、企業の一定の期間にわたる収益性のトレンドに関する情報を喪失することになる。

# 集約レベル – 利害関係者の懸念、導入の課題およびスタッフの分析

## 2 – 保険契約の集約レベル

- 審議会は、IFRS第17号の要求事項は、財務諸表作成者にとってのコストと財務諸表利用者にとっての有用な情報が適切にバランスしていると結論した。スタッフは結論は引き続き妥当と考えている。
- 審議会は、IFRS第17号に年次コホートの要求事項の例外として境界を設定することは、IFRS第17号の複雑性が増加し、その境界がすべての状況において堅固で適切なものでなくなるリスクが生じると結論した。
- IASBスタッフは、情報の欠如により何年も前に発行された保険契約に対して経過措置を適用することが困難であるという利害関係者の懸念は、公正価値アプローチを適用することにより対処できると期待しており、年次コホートの要求事項を適用しない選択肢による救済が提供されている。
- スタッフは、要求事項に対する利害関係者の提案した変更のすべてについて、有用な情報、特に一定の期間にわたる企業の収益性のトレンドについての情報の許容できない喪失をもたらすと考えた。
- その結果、スタッフは、IFRS第17号の集約レベルに関する要求事項を変更せずに維持することを審議会に提案した。
- 審議会は、集約レベルについてIFRS第17号の要求事項を変更せずに維持するというスタッフの提案に暫定的に同意することを全員一致で決議した。

# 経過措置:リスク軽減オプション

## 25—経過措置:リスク軽減オプション

- スタッフは、利害関係者の懸念に対応するため、2019年2月のIASB会議で暫定決定されたリスク軽減オプションの遡及適用の維持を除いた、2つの可能性のある方法について検討した。

審議会がIFRS第17号の要求事項を修正し、企業がIFRS第17号の移行日までにリスク軽減オプションを適用するためのリスク軽減関係を指定することを条件に、企業がリスク軽減オプションをIFRS第17号への移行日から将来に向かって適用することを認めることに同意するか。

- 企業が、移行においてIFRS第17号B116項の規準を満たすことに加えて、リスク軽減オプションを適用するためのリスク軽減関係をIFRS第17号への移行日までに指定することを条件として、リスク軽減オプションを将来に向かって適用することを認める。
- 会計上のミスマッチが、表示される比較対象期間に解消し、一定期間にわたる比較可能性が実現する。
- リスク軽減オプションは、移行日ではなく、適用開始日から将来に向かって適用することができる。このアプローチは、すでに進行中の導入プロセスを混乱させるものではない。
- IASBスタッフは、**IFRS第17号の要求事項を修正し**、企業が移行日から将来に向かってリスク軽減オプションを適用することを認めることを提案した。
- 審議会は、基準の修正に関するスタッフの提案に暫定的に同意することを**全員一致で決議した**。

# 経過措置:リスク軽減オプション

## 25—経過措置:リスク軽減オプション

審議会がIFRS第17号の要求事項を修正し、直接連動有配当保険契約のグループにIFRS第17号を遡及適用することができる企業に対して、次の条件を満たす場合に、当該グループに公正価値移行アプローチを使用することを認めることに同意するか。

- a) 当該グループにリスク軽減オプションを移行日から将来に向かって適用することを選択し、かつ、
  - b) 移行日前に、当該グループから生じた金融リスクを軽減するためにデリバティブ又は保有している再保険契約を利用していた。
- 
- 完全遡及アプローチを適用することが実務上不可能である契約グループに対して、企業は公正価値アプローチを適用することが認められる。
  - 公正価値アプローチを適用する場合、移行時における企業の資本および過去の期間からのリスク軽減活動に関連する将来の期間にわたって認識される収益の歪みが存在しない。
  - そのため、公正価値移行アプローチは、後知恵(hindsight)またはリスクの「つまみ食い的に選択する」をしない方法で、利害関係者の懸念に対応できる。しかしながら、IFRS第17号は、その使用を、完全遡及アプローチを適用することが実務上不可能である状況に制限している。
  - IASBスタッフは、IFRS第17号の要求事項を**修正し**、企業が、直接連動有配当保険契約グループにIFRS第17号を遡及適用することができる企業に対して、一定の状況において当該グループに公正価値移行アプローチの使用を認めることを**審議会に提案した**。
  - 審議会は、当基準の修正に関するスタッフの提案に暫定的に同意することを**全員一致で決議した**。

# 保険カバーを提供するクレジットカード

## 1-IFRS第17号の範囲|保険カバーを提供するクレジットカード

- IFRS第17号は、契約の発行企業の種類に関わらず、一部の例外を除いて、IFRS第17号で定義されるすべての保険契約に適用される。
- 一部の利害関係者は、クレジットカード契約が保険リスクの移転が重要である場合にIFRS第4号およびIFRS第17号の保険契約の定義を満たし、IFRS第17号により一部のクレジットカード契約を保険契約として会計処理しなければならないことを懸念している。
- 現在IFRS第9号を適用してクレジットカードのローンまたはローン・コミットメントを会計処理している企業は、IFRS第17号の発効時に、これらの契約の会計処理を変更する必要がある。
- IASBスタッフは、企業が、保険契約とクレジットカード契約を2つの別個の契約として発行することを選択できることから、記載された利害関係者の懸念は、クレジットカード契約を発行するすべての企業に関連するものではないことに留意した。

審議会はIFRS第17号を修正し、当該基準書の範囲から、顧客との契約の価格設定において個々の顧客に関連した保険リスクの評価を反映していない保険カバーを提供するクレジットカード契約を除外することに同意するか？

- 審議会は、当基準の修正に関するスタッフの提案に暫定的に同意することを全員一致で決議した。

# 経過措置:重大な保険リスクを移転する貸付金

## 1—IFRS第17号の範囲|保険リスクを移転する貸付金およびその他の信用供与

- 2019年2月の会議で、審議会は、IFRS第17号およびIFRS第9号の範囲を修正し、保険契約に該当するが、当該契約によって創出される保険契約者の義務の決済に対してのみ保険カバーを提供するものについて、企業がIFRS第17号またはIFRS第9号のいずれかを適用できるようにすることを暫定的に決定した。
- スタッフは、可能性のある移行シナリオの組み合わせに対して、2つの基準書が意図した通りに移行されることを確実にするため、IFRS第17号およびIFRS第9号の両方に対する軽微な修正の長いリストを作成した。
  - 企業がFRS第17号の使用を選択する
  - 企業がIFRS第9号の使用を選択し、IFRS第17号とともに適用開始する
  - 企業はIFRS第9号の使用を選択するが、IFRS第9号をIFRS第17号の適用前に適用している
- これらの軽微な変更のすべてについて、スタッフは詳細な修正案または現在の経過措置を維持する根拠を説明した。
- 審議会は、これらの項目のすべてに関するスタッフの提案に暫定的に同意することを全員一致で決議した。

# 開示および経過措置に対する影響

適用プロセスの中で利害関係者が識別した懸念事項および適用上の課題に対して、審議会が暫定的に提案することを決定した修正案は以下のとおりである:

トピック	暫定的に決定された修正案	スタッフは変更を提案しているか?	
		開示	経過措置
1. IFRS第17号の範囲 (2019年2月)	IFRS第17号およびIFRS第9号の範囲の修正のうち、保険契約であるが、当該契約によって創出した保険契約者の義務の決済のためにのみ保険カバーを提供する契約に係る修正により、そのような契約を発行する企業は、IFRS第17号またはIFRS第9号のいずれかを当該契約に適用して会計処理することができる。	はい いくつかの軽微な変更	はい いくつかの軽微な変更

# 開示および経過措置に対する影響

適用プロセスの中で利害関係者が識別した懸念事項および適用上の課題に対して、審議会が暫定的に提案することを決定した修正案は以下のとおりである:

トピック	暫定的に決定された修正案	スタッフは変更を提案しているか？	
		開示	経過措置
2. 契約の境界外の更新契約に係る保険獲得キャッシュ・フロー（2019年1月）	予想される更新契約に対して、保険獲得キャッシュ・フローの一部を保険契約の更新予定額に対する保険契約キャッシュ・フローの一部を配分する。	はい  スタッフは以下を提案した。 a) 保険契約グループの測定にまだ含めていない保険獲得キャッシュ・フローによって創出された資産の報告期間の期首現在と期末現在および変動(具体的には、減損損失または戻入れの認識)の調整表。 b) 獲得キャッシュ・フローが関連する保険契約の認識時点においてその保険契約の測定に含まれる時期の定量的開示(適切な期間帯で)	いいえ  企業は、契約の境界外の更新契約に係る保険獲得キャッシュ・フローを、発行した保険契約グループを認識する前の当該グループに関連する他の保険獲得キャッシュ・フローと同様の方法で処理する。

# 開示および経過措置に対する影響

適用プロセスの中で利害関係者が識別した懸念事項および適用上の課題に対して、審議会が暫定的に提案することを決定した修正案は以下のとおりである：

トピック	暫定的に決定された修正案	スタッフは変更を提案しているか？	
		開示	経過措置
3. CSM:一般モデルのカバー単位 (2019年1月)	一部の一般モデルの契約におけるCSMの配分は、保険力バーと投資リターン・サービスの両方を考慮して決定されたカバー単位に基づく。	はい  スタッフは、以下の修正を提案した。 <ul style="list-style-type: none"><li>報告期間の末日現在で残存しているCSMの予想される純損益の認識の定量的開示(適切な期間帯で)</li><li>保険力バーと投資関連サービスまたは投資リターン・サービスで提供される便益の相対的なウェイト付けの評価に対するアプローチの具体的な開示</li></ul>	いいえ  スタッフは影響を識別していない。
4. CSM:VFAのカバー単位 (2018年6月)	直接連動有配当保険契約のカバー期間の定義は、企業が投資関連サービスを提供する期間を含むことを明確化する。		

# 開示および経過措置に対する影響

適用プロセスの中で利害関係者が識別した懸念事項および適用上の課題に対して、審議会が暫定的に提案することを決定した修正案は以下のとおりである：

トピック	暫定的に決定された修正案	スタッフは変更を提案しているか？	
		開示	経過措置
5. リスク軽減の例外 (2019年1月)	企業が保有している再保険契約を使用して財務上のリスクを軽減する場合のVFAにおけるリスク軽減の例外の適用	いいえ  当修正は、IFRS第17号B115項における既存のリスク軽減の例外の範囲を拡大する。	いいえ
6. 保有している再保険契約一基礎となる保険契約が不利となる場合 (2019年1月)	保険者が当初認識時に基礎となる保険契約に係る損失を認識する場合、保有している再保険契約についても同時に比例的に利得を認識する。	いいえ  IFRS第17号は、開示要求を保有する再保険契約の特性を反映するよう修正することを要求している。	いいえ  IFRS第17号の修正案のドラフト時に、スタッフは、保有している再保険契約に関して、修正遡及アプローチ(MRA)を適用する企業が使用できる特定の箇所の表現を修正する必要があるかどうかを検討する。

# 開示および経過措置に対する影響

適用プロセスの中で利害関係者が識別した懸念事項および適用上の課題に対して、審議会が暫定的に提案することを決定した修正案は以下のとおりである：

トピック	暫定的に決定された修正案	スタッフは変更を提案しているか？	
		開示	経過措置
7. 財政状態計算書における保険契約の表示 (2018年12月)	財政状態計算書における保険契約の資産および負債の表示は、保険契約グループではなく保険契約ポートフォリオを使用して決定する。	はい  スタッフは、公開草案においてIFRS第17号99項の結果的修正の提案を見込んでおり、企業は、IFRS第17号100項～105項において要求される調整表を開示する際、それぞれの調整表において、期首現在と期末現在の純額での帳簿価額を、資産である契約のポートフォリオ(グループではなく)の合計と負債である契約のポートフォリオ(グループではなく)の合計に分けて表示する。当該純額での帳簿価額はIFRS第17号78項を適用して財政状態計算書に表示した金額と一致する。	いいえ

# 開示および経過措置に対する影響

適用プロセスの中で利害関係者が識別した懸念事項および適用上の課題に対して、審議会が暫定的に提案することを決定した修正案は以下のとおりである：

スタッフは変更を提案しているか？			
トピック	暫定的に決定された修正案	開示	経過措置
8. IFRS第17号の適用開始日(2018年11月)	IFRS第17号の強制発効日を1年延期して、IFRS第17号を2022年1月1日以後開始する事業年度に適用することを企業に要求する。	いいえ  スタッフは、IAS第8号30項および31項には、まだ適用していない新しいIFRSの予想される影響に関する開示要求が詳述されていることに留意している。IFRS第17号を早期適用しない企業は、当開示をさらに1年間提供しなければならない。	いいえ
9. IFRS第9号適用の一時的免除(2018年11月)	IFRS第4号におけるIFRS第9号の適用の一時的免除の固定された期限満了日を修正して、すべての企業が2022年1月1日以後開始する事業年度にIFRS第9号を適用することを要求する。	いいえ  スタッフは、IAS第39号の適用を継続している企業が、IFRS第9号を適用している企業との財務諸表の利用者による比較を可能とするために、IFRS第4号による追加開示が要求されていることに留意している。 IFRS第9号の適用をさらに1年間延期する企業は、延期した期間を対象に当開示を提供することになる。	いいえ

# 開示および経過措置に対する影響

適用プロセスの中で利害関係者が識別した懸念事項および適用上の課題に対して、審議会が暫定的に提案することを決定した修正案は以下のとおりである：

		スタッフは変更を提案しているか？	
トピック	暫定的に決定された修正案	開示	経過措置
10-経過措置 (2019年2月)	保険契約が取得される前に発生した保険金の決済に関連する負債の分類に対する移行アプローチの特定修正の追加	いいえ  IFRS第17号115項により、企業は、すでに、移行日現在の保険契約の測定をどのように決定したかを説明しなければならない。	該当なし

- 審議会は、当基準の修正に関するスタッフの提案に暫定的に同意することを全員一致で決議した。

# 次のステップ<sup>®</sup>

## IASB

- IASBは、**2019年4月8日から12日**の週の会議で、整理論点について議論する。審議会は、審議会が暫定的に決定した修正のパッケージを全体として検討する計画である。
- 次回のTRG会議は、**2019年4月4日**にロンドンのIASBオフィスで開催される。
- IASBのテクニカル・プランによると、IFRS第17号を修正するEDは2019年Q2の終わりまでに公表される。
- デュー・プロセス監督委員会は、公表されるEDにおける質問に回答するための短いコメント期間 (120日未満) に合意した。

# コンタクトの詳細

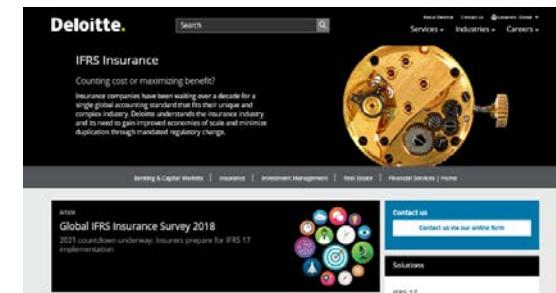
## Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 or [fnagari@deloitte.co.uk](mailto:fnagari@deloitte.co.uk)

## Keep connected on IFRS Insurance:

- [Follow](#) my latest  posts @ francesco-nagari-deloitte-ifrs17
- Follow me @Nagarif on 
- [Subscribe](#) to Insights into IFRS Insurance Channel on 
- [Connect](#) to Deloitte's IFRS Insurance Group on  the latest IFRS news
- Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) at [www.deloitte.com/i2ii](http://www.deloitte.com/i2ii) to your internet favourites



# Deloitte.

## About Deloitte Global

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more about our global network of member firms.

Deloitte provides audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves over 80 percent of the Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 286,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on [Facebook](#), [LinkedIn](#), or [Twitter](#).

## About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants. To learn more about how Deloitte makes an impact that matters in the China marketplace, please connect with our Deloitte China social media platforms via [www2.deloitte.com/cn/en/social-media](http://www2.deloitte.com/cn/en/social-media).

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2019. For information, contact Deloitte China.

# Deloitte. デロイトトーマツ

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2019. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.



IS 669126 / ISO 27001

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited